
規 則

高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

高知県都市計画法施行細則（平成16年高知県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「この号」を「以下この号」に改め、同号の表中「50センチメートルを超える」を「50センチメートル以上の」に改める。

第8条を次のように改める。

（申請者の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書等の提出）

第8条 法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用並びに同項第13号に規定する工事施行者の能力について、当該申請者は別記第5号様式による申告書及び別記第5号様式の2による誓約書を、当該工事施行者は別記第5号様式による申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請者が法人の場合は、役員名簿を添付しなければならない。

別記第1号様式中「宅地造成等規制区域」を「宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域」に改める。

別記第5号様式中「第33条第1項第12号及び第13号に規定する申請者の資力及び信用並びに」を「第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用並びに同項第13号に規定する」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2（第8条関係）

誓約書

私（法人又は組合の場合は、その役員を含みます。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになって、異議は一切申し立てません。

また、この誓約の内容について、必要に応じて県が警視庁又は道府県警察本部に照会することに同意します。

- 1 私（法人又は組合の場合は、その役員を含みます。）は、次に掲げる事項のいずれにも該当しません。
 - （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）
 - （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （3） 暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいいます。以下同じ。）
 - （4） 役員等が暴力団員等に該当するもの
 - （5） 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
 - （6） 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - （7） 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - （8） 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - （9） 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - （10） 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - （11） （1）から（10）までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- 2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合又は都市計画法による許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名）

別記第 6 号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条関係）

← 90センチメートル以上 →

都市計画法による開発許可標識	
1 開発許可番号	年 月 日 第 号
2 許可を受けた者の住所及び氏名 （主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）	電話番号
3 工事施行者の住所及び氏名（主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）	電話番号
4 開発行為の目的	
5 開発区域に含まれる地域の名称	
6 開発区域の面積	平方メートル
7 工事施行予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
8 工事の検査済証番号	年 月 日 第 号
備考 詳細な内容は、高知県土木部都市計画課（高知県 土木事務所）に備え置いている開発登録簿にあります。	

↑
70センチメートル以上
↓

別記第21号様式中「宅地造成等規制区域」を「宅地造成等工事
規制区域・特定盛土等規制区域」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則